

# みかん に関する資料等の提供についてのお願い

周防大島町でのみかんの栽培は、江戸時代後期から始まり、約170年の歴史があり、先人の栽培方法や品種導入の試行錯誤や努力、組織化や出荷販売の歩み、災害発生の克服等（先人の足跡）により、今の産地が形成され、伝統が受け継がれています。

しかしながら、生産者が高齢化、減少している中で、若い生産者が先輩方から技術や経験談を聞く機会が少なくなっており、伝統ある大島みかんの継承が危惧されています。

産地には、「山口のかんきつ」を始め、前身の「防長園芸」、「柑橘研究月報」、生産者の技術本・営農日記・写真や農機具など蓄積されてきた資料がありますが、年々失われてきています。

そこで、大島郡柑橘振興協議会では、園地・技術継承と併せ、過去の資料を後世に継承するための「大島みかん資料館（仮称）」を検討しており、まずは皆様の資料がどの位あるのかを把握したいと考えていますので、資料の提供等につきまして、ご協力をお願いいたします。

## ※資料例

みかんに関する技術本、営農日記、関連写真や農機具等

## ■連絡・問い合わせ

- ・周防大島町役場農林課  
(大島郡柑橘振興協議会事務局)  
☎0820(79)1002
- ・JA山口大島指導販売部  
☎0820(72)0970

## 農業者年金に加入しませんか？

○農業に従事されている方は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）であって、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

※農業者年金に加入される方は国民年金の付加年金（付加保険料月額400円）の納付も必要となります。

○少子高齢化に強い年金です。年金資産は安全かつ効率的な運用

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ（月額2万円～6万7千円）、経営の状況や老後設計に

応じていつでも見直せます。

○終身年金で80歳までの保証付きです

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができ

ます。

仮に80歳前に亡くなられた

場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額が、死亡一時金としてご遺族に支給されます。

○税の特例が用意されています

☆支払った保険料は、全額（1人当り最高年額80万4千円）が社会保険料控除の対象となります。

☆保険料を農業者年金基金が運用して得られる収益（運用益）は非課税です。

☆将来受け取る農業者年金は公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば公的年金等の合計額が120万円までは非課税となります。

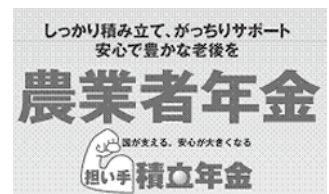
○認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円）があります。

加入時の年齢や必要な要件により、補助の金額や受けられる期間に違いがあります。

この国庫補助額は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給

できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。



さらに詳細な農業者年金の内容やご相談については、最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

◆問い合わせ  
・周防大島町農業委員会（農林課）  
☎0820(79)1002

・独立行政法人農業者年金基金（企画調整室）  
☎03(3502)3942

http://www.nouen.go.jp/

・山口大島農業協同組合本所  
または各支所